

平成31年1月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 佐藤雄美 

平成30年(ワ)第19号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成30年11月28日

判 決

広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 山 下 貴 司

同 指 定 代 理 人 山 西 浩 仁

同 光 成 崇

同 沖 宣 幸

同 大 代 明 美

同 岡 野 大 祐

同 山 下 郁 代

同 池 田 真 悟

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成29年12月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被害者として告訴した刑事事件につき、検察官の行為に違法があるなどとして、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1

条1項に基づき、10万円の損害賠償及びこれに対する平成29年12月14日以降の遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い。）

- (1) 原告は、平成29年6月、津田廣雄が、同年5月2日、原告の居住敷地内に入り、原告に暴行を加え、傷害を負わせたと主張し、罪名を住居侵入及び傷害として、広島地方検察庁三次支部に告訴状を提出した（以下、原告の主張する上記事件を「本件刑事事件」といい、上記告訴状を「本件告訴状」という。）。
- (2) 本件刑事事件を担当した牛尾昌伸検察官（以下「本件検察官」という。）は、平成29年12月14日、傷害については略式手続による起訴処分を、住居侵入については不起訴処分をした（以下、上記各処分を併せて「本件処分」という。）。
- (3) 本件検察官は、原告に対し、平成29年12月14日付けの本件事件の処分通知書（甲1の1。以下「本件通知書」という。）を送付した。

2 争点及びこれについての当事者の主張

本件の争点は、検察官の違法な行為の有無及び損害額であり、これについての当事者の主張は次のとおりである。

（原告の主張）

- (1) 本件刑事事件における次の検察官の行為は、原告の告訴権（刑訴法230条）や人格権、知る権利等を侵害するものであり、違法なものである。
 - ア 検察官は、原告に対する事情聴取はおろか何ら独自の捜査を行わなかった。
 - イ 本件検察官は、原告に対し、平成29年12月14日付けで、処分内容の欠如した意味不明の処分通知書擬きを普通郵便で送付した。
 - ウ 本件検察官は、庄原警察署警察官等による違法行為を庇護隠蔽する目的で、本件処分をした。

エ 本件告訴状が、広島地方検察庁に送られ、その後、庄原区検察庁所属の本件検察官に配点されているにもかかわらず、検察官は、刑訴法260条後段の規定に反し、上記事実を通知しなかった。

- (2) 原告は、上記各行為により、精神的苦痛を被った。これに対する慰謝料は、10万円が相当である。

(被告の主張)

原告の主張は争う。

- (1) 原告の主張(1)ア及びウ（捜査や処分の違法）について

ア 被害者又は告訴人が捜査又は公訴の提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないから、本件刑事事件に関する捜査や処分が、告訴人である原告との関係で、国賠法1条1項の適用上、違法と評価される余地はない。

イ この点においても、本件刑事事件については、本件検察官が、本件事件を適正に処理するために必要かつ合理的な捜査を行っている。また、本件検察官は、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況などの諸事情を考慮して、本件刑事事件の被疑者を起訴して、略式命令によって被疑者に罰金刑を科すのが相当であると判断し、略式手続による処分をしたものであって、原告が主張するような庇護隠蔽の目的で本件事件を略式手続により処理したのではない。したがって、このような本件事件に関する捜査や処分について、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があり、職務上の法的義務違背があるとは認められず、国賠法1条1項の適用上、違法と評価される余地はない。

- (2) 原告の主張(1)イ（処分の通知の違法）について

本件検察官は、刑訴法260条前段の規定に基づき、原告に対して、速や

かに本件通知書を送付し、処分結果として、傷害については起訴し、住居侵入については不起訴処分をした旨を通知しており、このような本件通知書の送付につき、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があり、職務上の法的義務違背があるとは認められず、国賠法1条1項の適用上、違法と評価される余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 原告の主張(1)ア及びウ（捜査や処分の違法）について

原告は、本件刑事事件における捜査や本件処分が違法であると主張する。

しかしながら、犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである。したがって、被害者ないし告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の起訴、不起訴の処分の違法を理由として、国賠法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないというべきである（最高裁平成元年（オ）第825号同2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161頁参照）。確かに、原告の主張するとおり、刑訴法230条は、犯罪の被害者が告訴をすることができる旨を定めているが、上記で説示した犯罪の捜査及び公訴権の行使の目的や告訴の性質に照らすと、刑訴法230条の規定は、上記判断を妨げるものとはいえない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

2 原告の主張(1)イ（処分の通知の違法）について

原告は、本件検察官が、原告に対し、処分内容の欠如した意味不明の処分通

知書擬きを普通郵便で送付したことが、違法であると主張する。

しかしながら、証拠（甲1の1，乙1）及び弁論の全趣旨によれば、本件通知書には、罪名として、「(1)傷害」及び「(2)住居侵入」と、処分区分として、「(1)起訴」及び「(2)不起訴」と記載がされていること、本件検察官は、平成29年12月14日、本件処分をするとともに、本件通知書を作成し、原告にこれを送付したことが認められ、上記認定事実によれば、本件検察官は、刑訴法260条前段の規定に基づき、原告に対し、速やかに、本件刑事事件につき、傷害については起訴処分をし、住居侵入については不起訴処分をしたという本件処分の内容を通知したことが認められる。確かに、原告の主張するとおり、本件通知書の記載は、罪名の(1)(2)が処分結果の(1)(2)に対応していることが一見して明らかではなく、多少誤解が生じやすい記載とはなっているものの、この点を踏まえても、上記認定事実を照らすと、本件通知書による通知が、国賠法1条1項の適用上、違法ということはできない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

3 原告の主張(1)エ（告訴状に関する通知懈怠）について

原告は、刑訴法260条後段の規定に反し、本件告訴状が、広島地方検察庁に送られ、その後、庄原区検察庁所属の本件検察官に配点されたことを原告に通知しなかった検察官の行為が違法であると主張する。

そして、証拠（乙1）及び弁論の全趣旨によれば、広島地方検察庁三次支部は、平成29年6月12日、本件告訴状を広島地方検察庁に回付したこと、広島地方検察庁は、同月16日、本件告訴状を庄原区検察庁で受理するのが相当と判断し、本件告訴状を庄原区検察庁に回付し、庄原区検察庁は、同日、本件告訴状を受理したことが認められる。

しかしながら、刑訴法260条後段は、検察官は、事件を他の検察庁の検察官に送致したときは、速やかにその旨を告訴人等に通知しなければならない旨を定めているところ、上記認定のような告訴状の回付は、刑訴法260条後段

にいう「送致」に当たらないというべきである。

したがって、本件告訴状が回付されたことが通知されなかったことをもって、
国賠法1条1項の適用上、違法であるということとはできない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文
のとおり判決する。

広島地方裁判所三次支部

裁判官

齊藤 敦 

これは正本である。

平成31年1月23日

広島地方裁判所三次支部

裁判所書記官 佐藤雄美

